

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けて、コーポレート・ガバナンスの充実が重要な課題であることを認識しております。この認識の下、会社経営の透明性・公正性の確保、迅速な経営判断等を目標として取り組んでまいります。

また、株主の皆様をはじめとする全てのステークホルダーとの信頼関係構築のため、適時、適切な情報開示を行い、説明責任を尽くしてまいります。

さらに、不祥事を予防するため、企業倫理や社内規則の遵守を当社グループ内に徹底し、コンプライアンス経営に努力いたします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

[補充原則1-2-4 議決権の電子行使および招集通知の英訳]

当社は、現在、海外投資家の比率が相対的に低いと考えていることなどから、議決権の電子行使を可能とするための環境作りや招集通知の英訳を実施しておりません。今後も株主構成等を勘案し、引き続き実施について検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

[原則1-4 政策保有株式]

(1) 政策保有株式に関する方針

当社は、政策保有株式として、取引関係の維持・強化を目的に、取引先の株式を保有しております。この政策保有株式については、中長期的な経済合理性と双方の事業遂行上の連携や企業価値の向上等を検証し、保有の適切性・合理性が認められないと判断した場合は売却を進めるなど、政策保有株式の縮減を検討してまいります。

(2) 政策保有株式に係る検証の内容

個別の政策保有株式について、中長期的な視点から保有目的の適切性や取引関係などの経済合理性等を確認し、保有の適否を毎年取締役会で検証した上で、検証の結果を開示いたします。2020年度は政策保有株式43銘柄の保有を継続しております。

(3) 政策保有株式に係る議決権行使基準

当社は、議案の内容を精査したうえで、当社の中長期的な企業価値向上の観点から、議決権を行使してまいります。特に、長期にわたる業績の著しい悪化や重大な不祥事等があった場合には、議案に対する賛否は慎重に判断いたします。

[原則1-7 関連当事者間の取引]

・当社が取締役との間で利益相反取引を行う場合には、法令の定めに従い、取締役会において事前承認および事後報告を実施することで、取引の監視を行っております。

・主要株主と当社における取引も、見積金額を提示し双方協議の上、当該取引の必要性および取引条件が第三者との取引と著しく相違しないこと等に留意し、合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定しており、その内容は有価証券報告書に開示しております。

[原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮]

・当社は年金資金の運用を安全・効率的に行うため、「運用の基本方針」を策定しており、それらを運用受託機関に対して交付した上、運用受託機関のモニタリングを随時行っております。企業年金の適正な運営を図るため、人事部担当役員にて、専門性および受給者保護の観点から、健全に年金資金の運用が行われているかを確認しております。

・当社が企業年金の運用を委託している金融機関がスチュワードシップ・コードの受け入れを表明しているか確認しております。

・当社では企業年金担当者が運用受託機関をモニタリングするための管理能力とコミュニケーション能力を蓄えるため、外部セミナー等に派遣することで資質の向上を図っております。

[原則3-1 情報開示の充実]

(1) 会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画

当社は、社是、経営理念および中期経営計画を次のとおり定めております。

<社是>

防災事業のパイオニアとしての使命に徹し、社会の安全に貢献する。

<経営理念>

研究開発からメンテナンスまでの一貫体制の下、災害から生命・財産を守るための最新・最適な防災システムを、日本全国そして世界に提供し続けること。

<中期経営計画>

当社ウェブサイトに掲載しております。

https://www.nohmi.co.jp/ir/management_policy/management_plan.html

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書の「1. 1. 基本的な考え方」をご参照ください。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続き

本報告書の「2. 1. [取締役報酬関係] 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」をご参照ください。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続き

<方針>

取締役候補者の指名については、当社事業について適切かつ迅速な意思決定と業務執行を行うことができるよう、取締役会全体として備える専

門知識や経験等のバランス、多様性に配慮し、各部門からそれぞれ知識・経験・能力に優れた者を偏りなく指名するものとしております。加えて、監督機能の強化の観点等から、取締役総数の3分の1以上の独立社外取締役を指名するものとしております。

なお、取締役にその職務を適切に遂行することが困難と認められる事由が生じた場合などには、指名・報酬委員会の答申を踏まえて取締役会でその処遇を決定いたします。

監査役候補者の指名については、監査に必要な知識・経験・能力をみて総合的に判断いたします。

<手続き>

具体的な候補者の指名等については、指名・報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会において審議のうえ決定いたします。

(5) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の個々の選解任・指名についての説明

取締役・監査役候補者の個々の選任理由については、「株主総会招集ご通知」に記載しております。

また、株主総会において解任候補者を提案する場合には、「株主総会招集ご通知」において当該候補者の解任理由を説明いたします。

詳細については当社ウェブサイトをご参照ください。

https://www.nohmi.co.jp/ir/stock_information/general_meeting.php

[補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲]

法令および定款に基づき、経営に関わる重要な事項について取締役会に付議しており、具体的な付議事項は取締役会規程に定めております。

また、経営陣に対する委任の範囲は社内規程に定め、経営陣の業務執行範囲を明確にしております。

[原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準]

本報告書の「2. 1. [独立役員関係] その他独立役員に関する事項」をご参照ください。

[補充原則4-11-1 取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性および規模に関する考え方]

上記「[原則3-1] (4) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続き」をご参照ください。

[補充原則4-11-2 取締役・監査役の兼任状況]

取締役・監査役の上場会社の役員兼任状況については、「株主総会招集ご通知」において開示しております。

詳細については当社ウェブサイトをご参照ください。

https://www.nohmi.co.jp/ir/stock_information/general_meeting.php

[補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性についての分析・評価]

当社は毎年、取締役会全体の実効性について、取締役・監査役からの意見・要望をもとに分析・評価を実施し、評価結果は取締役会の実効性向上のために活用しております。

2020年度においては、グループディスカッションを実施して取締役および監査役の意見等を収集し、取締役会の構成および運営等について分析・評価をいたしました。

その結果、当社取締役会は、全体として実効性が向上していることを確認いたしました。具体的には、独立社外取締役の増員や女性取締役の選任などにより、取締役会における議論が一層活性化したことを確認いたしました。また、取締役会の諮問機関として独立性の高い指名・報酬委員会を設置したことにより、取締役の指名・報酬に関して活発な議論が行われるなど、各種の取組みに前進がみられました。

一方、取締役会の議題設定やさらなる議論の活性化、女性の活躍促進について検討すべきなどの意見があり、取締役会の実効性のさらなる向上のための課題も確認いたしましたので、今後改善に取り組んでまいります。

[補充原則4-14-2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針]

当社は、取締役・監査役に対し、就任に際して必要な研修や情報の提供を行ってまいります。また、就任後も法令改正等の必要な情報は適宜提供するとともに、要望に応じて外部研修を斡旋するなど、適宜トレーニングの機会を提供してまいります。

[原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針]

(1) 担当役員

当社は、株主との対話についての担当部署を総務部とし、その統括には総務部担当役員が当たります。

(2) 対話を補助する社内部門との連携

対話にあたりましては、企画・経理部門等の関係部署と連携し、適切に対応いたします。

(3) 対話の手段の充実に関する取組み

当社ウェブサイトにおいて情報提供を実施するほか、社長を説明者とするアナリスト・機関投資家向け決算説明会を実施するなど、建設的な対話の充実に取り組んでおります。

(4) 社内へのフィードバック

対話を通じて寄せられた意見等については、必要に応じて社内で共有し、今後の経営に活用してまいります。

(5) インサイダー情報

株主・投資家との対話において、インサイダー情報（未公表の重要事実）を伝達することはいたしません。また、決算情報の漏えい防止のため、四半期毎の決算期末日翌日から決算発表日までは、決算情報に関する対話を控えております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

[大株主の状況]

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
セコム株式会社	30,598,640	50.30
能美防災代理店持株会	2,033,123	3.34
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,022,300	3.32
能美防災取引先持株会	1,568,300	2.58
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	1,269,400	2.09
株式会社三菱UFJ銀行	1,000,420	1.64
能美防災従業員持株会	884,073	1.45

富士電機株式会社	868,132	1.43
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE HCR00	860,700	1.41
株式会社三井住友銀行	765,606	1.26

支配株主（親会社を除く）の有無	――
親会社の有無	セコム株式会社（上場：東京）（コード）9735

補足説明

――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	電気機器
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

セコム株式会社は、当社の議決権の過半数を保有する親会社であり、当社の株主総会において影響力を持つ支配株主ではありますが、セコム株式会社と当社が取引をするに当たっては、見積金額を提示し双方協議の上、当該取引の必要性および取引条件が第三者との取引と著しく相違しないこと等に留意し、合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

☐ 親会社との関係にかかる体制

当社は親会社であるセコム株式会社との緊密な協力関係を保ち育てる必要があることから、経営情報の交換等のため同社より取締役として1名を迎えておりますが、当社の取締役会は9名の取締役で構成されており、独自の経営判断を行うことができる状況にあります。また、当社は経営判断のより一層の独立性を確保するため、同社から独立した立場の社外取締役3名および社外監査役3名を選任しております。

なお、セコムグループは、セキュリティサービスをはじめとするさまざまなサービスを、複合的・融合的に提供することで、より「安全・安心・快適・便利」な社会を実現する「社会システム産業」の構築を目指しております。

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	21 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長 (社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
塩谷 慎	他の会社の出身者											
石井 一郎	他の会社の出身者								△			
平野 啓子	その他											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先 (d、e及びiのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
塩谷 慎	○	---	塩谷慎氏は、株式会社富士銀行の取締役、JFEスチール株式会社の監査役および五洋建設株式会社の取締役を歴任しており、その経歴から培われた幅広い知識・経験等をもって、当社から独立した客観的・中立的な立場から当社の経営にあたっていただくため、独立役員に指定いたしました。 なお、株式会社富士銀行の取締役は1997年に退任し、五洋建設株式会社では社外取締役であったことから、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しております。

石井 一郎	○	石井一郎氏は東京海上日動火災保険株式会社の出身であり、当社は同社と取引関係がありますが、その取引規模は当社の連結売上高および同社の連結経常収益の1%未満と僅少であるため、独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。	石井一郎氏は、東京海上ホールディングス株式会社の取締役副社長等を歴任しており、その経歴から培われた幅広い知識・経験等をもって、当社から独立した客観的・中立的な立場から当社の経営にあたっていただくため、独立役員に指定いたしました。 なお、東京海上日動火災保険株式会社と当社は取引関係がありますが、左記のとおり主要な取引先等には該当しないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しております。
平野 啓子	○	----	平野啓子氏は、内閣府中央防災会議の専門調査会委員等の公職を歴任しており、その経歴から培われた幅広い知識・経験等をもって、当社から独立した客観的・中立的な立場から当社の経営にあたっていただくため、独立役員に指定いたしました。 なお、同氏と当社との間に利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	7	0	3	3	0	1	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	7	0	3	3	0	1	社外取締役

補足説明

取締役の人事および報酬に関する客観性・透明性を確保するため、取締役会の任意の諮問機関として指名・報酬委員会を設置しております。「その他」の1名は社外監査役です。
2020年度において、指名・報酬委員会は3回開催され、全ての委員が出席しております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	5名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は、年に数回、決算の状況につき会合を行っています。その他、監査体制・監査計画・監査実施状況等につき随時、連携をとっております。
内部監査部門である内部統制監理室は、監査役および会計監査人との調整の下にグループ会社を含めた全部門を対象として会計および業務監査を計画的に実施し、監査結果につき社長、監査役および経営執行会議へ報告するとともに、改善事項の指摘・指導を行い、改善の進捗状況を報告させております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
石井 藤次郎	弁護士													
近藤 和夫	他の会社の出身者										△			
高橋 康宏	他の会社の出身者										○			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先 (f、g及びhのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)

m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
石井 藤次郎		---	弁護士として培われた専門的な知識・経験等をもって、客観性・公正性の観点から取締役の職務遂行を監査していただくため、社外監査役に選任しております。
近藤 和夫	○	近藤和夫氏は三井住友海上火災保険株式会社の出身であり、当社は同社と取引関係がありますが、その取引規模は当社の連結売上高および同社の連結経常収益の1%未満と僅少であるため、独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。	近藤和夫氏は、三井住友海上グループホールディングス株式会社の副社長執行役員、株式会社インテリクス総研の代表取締役社長等を歴任しており、その経歴から培われた幅広い知識・経験等をもって、当社から独立した客観的・中立的な立場から取締役の職務遂行を監査していただくため、独立役員に指定いたしました。 なお、三井住友海上火災保険株式会社と当社は取引関係がありますが、左記のとおり主要な取引先等には該当しないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しております。
高橋 康宏	○	高橋康宏氏は富士電機株式会社の特別顧問を務めており、当社は同社と取引関係がありますが、その取引規模は当社および同社の連結売上高の1%未満と僅少であるため、独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。	高橋康宏氏は、富士電機株式会社の執行役員常務等を歴任しており、その経歴から培われた幅広い知識・経験等をもって、当社から独立した客観的・中立的な立場から取締役の職務遂行を監査していただくため、独立役員に指定いたしました。 なお、富士電機株式会社と当社は取引関係がありますが、左記のとおり主要な取引先等には該当しないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しております。

[独立役員関係]

独立役員の数 更新

5 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定しております。

＜独立性判断基準＞

当社は、社外取締役および社外監査役が次に掲げる項目のいずれかに該当する場合は、独立性を有していないものと判断いたします。

- (1)当社を主要な取引先とする者(その者の直近事業年度における年間連結売上高の2%を超える支払いを当社から受けている者)またはその業務執行者
- (2)当社の主要な取引先である者(当社に対して、当社の直近事業年度における年間連結売上高の2%を超える支払いを行っている者)またはその業務執行者
- (3)コンサルタント、会計専門家または法律専門家であって、当社から役員報酬以外に過去3年平均で年間1,000万円以上の支払いを受けている者(当該支払を受けている者が法人等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう)
- (4)当社および当社の子会社の業務執行者
- (5)当社および当社の子会社の業務執行者でない取締役(社外監査役の独立性の有無を判断する場合に限る)
- (6)当社の親会社の業務執行者または業務執行者でない取締役
- (7)当社の親会社の監査役(社外監査役の独立性の有無を判断する場合に限る)
- (8)当社の兄弟会社の業務執行者
- (9)過去1年間において、上記(1)から(8)までのいずれかに該当していた者
- (10)上記(1)から(9)までに掲げる者が重要な者である場合は、その者の二親等内の親族

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況 更新

業績連動報酬制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明 更新

本報告書の「2. 1. [取締役報酬関係] 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」をご参照ください。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

<2021年3月期に係る取締役の報酬等の総額>

取締役 21名 307百万円(基本報酬266百万円/賞与40百万円)
うち社外取締役 4名 16百万円(基本報酬16百万円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、当社グループの中長期的な企業価値向上と持続的成長の実現に向けて、優秀な人材の確保に資するとともに、インセンティブとして機能するよう配慮した体系・水準とすることを基本方針といたします。その内容は、取締役会の任意の諮問機関として設置した指名・報酬委員会の答申を踏まえるものとし、客観性・透明性の確保に努めてまいります。

具体的には、業務執行取締役の報酬は、基本報酬、賞与および譲渡制限付株式報酬で構成し、非業務執行取締役の報酬については、高い独立性を要する立場であることから、賞与および譲渡制限付株式報酬を支給いたしません。

2. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位や業績、事業規模等が当社と同程度の企業の報酬水準等を勘案して決定いたします。その基本報酬の水準については、適宜、環境の変化に応じて指名・報酬委員会の答申を踏まえた見直しを行うものいたします。

3. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

業績連動報酬等は、賞与として毎年、一定の時期に支給いたします。当社は社会の安全に貢献し続けるためには売上・利益の向上が重要な要因であると考えていることから、賞与の額は売上・利益の状況を目安に、施策の進捗状況や各人の業績に対する貢献度などの定性評価も踏まえて算定することといたします。

非金銭報酬は、譲渡制限付株式として、役位に応じて決定された数の当社普通株式を毎年、一定の時期に付与いたします。株主との価値の共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間は、株式交付日から取締役を退任する日までの期間といたします。

これらの内容等については、適宜、環境の変化に応じて指名・報酬委員会の答申を踏まえた見直しを行うものいたします。

4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社の環境と業績を踏まえ、事業規模等が当社と同程度の企業の報酬水準を参考に、役位に応じて定めるものとし、指名・報酬委員会の答申を踏まえて決定いたします。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬等の内容については、指名・報酬委員会の答申を踏まえて取締役会で定めた上記1から4の方針に基づき、株主総会で決議された範囲において、取締役会から委任された代表取締役会長および代表取締役社長の協議により決定いたします。取締役会が委任する権限の内容は、各取締役の基本報酬および賞与の額ならびに譲渡制限付株式報酬の数といたします。上記1から4の方針を変更する場合には、指名・報酬委員会の答申を踏まえて取締役会で審議いたします。

[社外取締役(社外監査役)のサポート体制]

社長室が窓口になり、必要のつど適切な体制をとることとしております。

[代表取締役社長等を退任した者の状況]

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等					
氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
――	――	――	――	――	――
元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数			0 名		
その他の事項					

現在、代表取締役社長等を退任した者で、相談役・顧問等に就任している者はありません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は監査役会設置会社であり、取締役会は企業価値の最大化、会社経営の透明性・公正性の確保、迅速な経営判断等を目標として経営に関する重要な事項の意思決定と業務執行の監督を行っております。取締役9名、うち社外取締役3名で構成されており、監督機能の強化の観点等から、取締役総数の3分の1以上を独立社外取締役とする方針としております。この体制のなか、取締役の指名・報酬に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、取締役会の任意の諮問機関として指名・報酬委員会を設置しております。また、経営の機動性を高めることなどを目的として執行役員制度を導入しております。

当社の監査役会は、常勤監査役2名、社外監査役3名で構成されております。常勤監査役は、取締役会・経営執行会議等重要な会議に出席するとともに、グループ各社の調査、会計監査人の独立性の監視、会計監査人からの報告および説明の聴取を行い、これらの結果について定期的に監査役会を開催して報告し、協議を行うなど監査の充実を図っております。社外監査役は、監査役会において常勤監査役から報告を受けるほか、取締役会において取締役からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて意見を述べております。なお、常勤監査役 近藤弘は、当社の経理部等で経理経験を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

通常の業務執行部門から独立した内部監査部門である内部統制監理室は、監査役および会計監査人との調整の下にグループ会社を含めた全部門を対象として会計および業務監査を計画的に実施し、監査結果につき社長、監査役および経営執行会議へ報告するとともに、改善事項の指摘・指導を行い、改善の進捗状況を定期的に報告させ、問題の解決を図っております。また、金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の評価及び監査」制度にも対応しております。会計監査人、監査役、内部統制監理室は定期的な打合せのほか必要に応じて調整、連絡、報告などを行っております。

リスク管理につきましては、リスクマネジメント規程を定めて管理体制を構築しており、リスクマネジメント委員会においてリスク顕在化の防止を推進することとしております。リスクマネジメント委員会は、CSR推進室を担当する役員を委員長とし、総合企画室、総務部、広報室等を担当する役員を常任委員としております。

当社は、非業務執行取締役および社外監査役の全員との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令の定める最低責任限度額としております。

このように経営管理の体制を整備し、あわせて経営管理・業務執行の規則を整備するなどコーポレート・ガバナンスの充実に向け取り組んでおります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、当社の業務・業態に精通した取締役と、幅広い知識・経験を有する独立した立場の社外取締役によって構成される取締役会が経営の意思決定および監督を行うとともに、監査役が公正かつ独立の立場から監査を行う現状の体制が有効であると考えております。

経営に対する監督機能の観点から、当社は社外取締役を3名選任しており、経営上、大所・高所からの見地で経営者の職務執行を監督しております。さらに当社の監査役会は、社外監査役が3名選任されておりますので、経営監督機能の客観性・独立性は十分に確保されていると考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2021年第77回定時株主総会招集通知は、法定期日より5営業日前に発送いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	2021年第77回定時株主総会は、集中日より2営業日早い6月25日（金）に開催いたしました。
その他	株主総会招集通知を発送日の3営業日前に、当社ホームページに掲載いたしました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	毎年5月および12月、決算説明会、代表者による説明	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書および四半期報告書、株主通信、アニュアルレポート、決算説明会資料、株主総会の招集通知等を当社ホームページ (https://www.nohmi.co.jp/) に掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	総務部株式IRグループ	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	各ステークホルダーとの関係について、その基本方針を企業行動規範に定め、具体的な行動のあり方を企業行動基準に定めています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境保全活動、CSR活動等について、その基本方針を企業行動規範に定め、また、環境理念、環境基本方針を定めています。 その他、当社のCSRについて、当社ホームページ (https://www.nohmi.co.jp/) に掲載しております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社の業務の適正を確保するための体制を整備する。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役および使用人は、企業行動規範等の社内規定に則り行動するものとします。
- (2) 一人一人の行動のあり方を企業行動基準として定め各人に配付し研修等を通じて浸透を図ります。
- (3) 法令等遵守ヘルプラインの活用等により広く情報を収集するとともに、コンプライアンス体制の整備を図ります。
- (4) 企業行動規範等に基づき、反社会的勢力および団体との関係遮断を徹底します。
- (5) グループの財務報告の信頼性を確保するために必要な体制を整備します。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の業務執行にともなう重要な会議の議事録および関連資料は社内規定により適切に保存、管理するものとします。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理につきましてはリスクマネジメント規程において要因別潜在リスクを分析し、当該リスクの予防に努め、発生時の初期対応をとる体制を構築しております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、社是・経営理念等に基づき事業目的を達成するための経営計画等を策定します。
- (2) 当社は、社長の諮問機関として、取締役等から構成される経営執行会議において経営方針・経営戦略・業務執行に関する重要な課題について検討し、その審議を経て速やかな業務執行を行うものとします。
- (3) 取締役は、業務分掌規程・職務権限規程・決裁取扱規程等に基づき職務を効率的に執行します。

5. 当社並びにその親会社およびグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

5-1 親会社との関係に係る体制

当社は、上場会社として独立した立場で経営の決定を行います。

5-2 グループ会社との関係に係る体制

- (1) 当社はグループ各社との間のグループ運営のための規定に基づき行動するものとします。
- (2) グループ各社は、その規模・業態・グループ戦略上の位置づけ等をふまえ、業務の適正を確保するための当社の体制に準じて必要な整備を順次行います。
- (3) グループ各社は、当社からの指示等にコンプライアンス上の問題があると判断した場合には当社に意見を述べるものとします。グループ会社の役職員は法令等遵守ヘルプラインを利用して、コンプライアンス上の問題を当社に通報することができます。
- (4) グループ会社は、重要事項についてグループ運営のための規定に基づき、当社との事前協議を行うものとします。当社は、グループ各社から重要事項の報告を求める等、適切に行動します。
- (5) グループ会社は、当社のリスクマネジメント規程に準じて、リスク管理体制を順次整備することとします。リスク発生時において、当社へ報告するとともに、その対応策を協議するものとします。
- (6) 当社取締役および経営幹部、グループ会社の社長で構成する会議体を設け、グループ情報および運営理念の共有化を図ります。
- (7) グループ会社は、能美グループの経営計画等に基づき、グループ会社の年次の事業計画を策定し、その結果を当社に報告するものとします。

6. 内部監査に関する体制

当社およびグループ各社の業務が適正に運営されることを確保するために、内部監査部門による内部監査を実施します。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことの要請があれば、速やかに必要とされる部署から要員を選出し、必要とされる期間その業務にあたるものとします。

8. 前号の使用人の取締役からの独立性および監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の補助使用人の任命および解任については監査役の同意を必要とし、監査役の補助業務に従事する期間の当該使用人への指揮命令権については監査役の専権とします。

9. 当社およびグループ会社の取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社およびグループ会社の取締役および使用人は、法定の事項に加え、監査役あるいは監査役会に対し、当社およびグループ各社の重要な会議の審議状況、内部監査の結果報告、ヘルプラインの運用状況、当社および当社グループの財務の状況その他所定の業務執行に関する重要な事項の報告を行います。

10. 上記9. の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

報告をした者が当該報告をしたことを理由として、何らの不利益も受けないよう必要な措置を講ずるものとします。

11. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。

12. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、代表取締役社長および会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催するなど、監査が実効的に行われる体制とします。
- (2) 当社は、監査役と会計監査人、内部監査部門およびグループ会社監査役との各監査機能の連携を図り、当社および当社グループの監査の実効性を確保するものとします。
- (3) 当社は、監査役に対して、監査役が独自に弁護士に委任し、また、必要に応じて専門の会計士に委任し、監査業務に関する助言を受ける機会を保証します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力による経営活動への関与の防止や当該勢力による被害を防止するため、その基本方針を企業行動規範に定め、具体的な対応を企業行動基準に定めています。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

☐ 適時開示体制の概要

1. 総務部を中心として社内情報を集約して開示の必要性を検討し、情報取扱責任者へ報告するとともに、広報室と連携の上開示する体制を基本としております。
2. 情報取扱責任者につきましては総務部担当の役員が就任しており、取締役会等における重要な会社情報に関しても、代表取締役と協議の上適時・適切な開示を心掛けております。
3. 「内部者取引に関する規則」など開示に関する規程を制定し周知に努めております。
4. 情報開示の適正性・信頼性確保のための監視・検証につきましては、当社は監査役会設置会社であり、常勤監査役は取締役会・経営執行会議等重要な会議に出席するとともに、その結果を定期的に監査役会を開催して報告し、協議を行うなど経営に対する監督機能の充実を図っております。
5. 業務執行部門における適正性・信頼性確保のための監視・検証につきましては、独立した内部監査部門である内部統制監理室が監査役および会計監査人との調整のもとに監査を計画的に実施し、監査結果をもとに改善事項の指摘、指導を行っております。

【参考資料: 模式図】

